

下呂市告示第 150 号

公金事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 2 日

下呂市長 山 内 登

1 委託した公金事務

市営駐車場使用料の収納事務

2 指定公金事務取扱者

下呂市萩原町羽根 2597 番地 2

株式会社 サンライズ

下呂営業所長 辻 隆晴

3 委託期間

令和 6 年 5 月 10 日から令和 7 年 3 月 31 日